

令和2年村上市議会第1回定例会会議録（第6号）

○議事日程 第6号

令和2年3月19日（木曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 請願第1号 免税軽油制度の継続を求める請願書
- 第 4 議第20号 関川村との定住自立圏形成協定の変更締結について
議第21号 栗島浦村との定住自立圏形成協定の変更締結について
議第22号 村上市史跡村上城跡整備委員会条例制定について
議第23号 村上市史跡平林城跡整備委員会条例制定について
議第24号 村上市村上祭保存修理委員会条例制定について
議第25号 村上市ほう賞条例の一部を改正する条例制定について
議第26号 村上市行政不服審査関係手数料条例及び村上市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について
議第27号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定について
議第28号 村上市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第29号 村上市公民館条例の一部を改正する条例制定について
議第30号 村上市青少年健全育成センター条例の一部を改正する条例制定について
議第31号 市有財産の譲与について
議第32号 市有財産の譲与について
議第33号 市有財産の譲与について
- 第 5 議第34号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議第35号 村上市家庭児童相談室設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第36号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第37号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第38号 村上市印鑑条例の一部を改正する条例制定について
議第39号 村上市人権教育・啓発推進計画策定委員会条例の一部を改正する条例制定について
議第40号 村上市ホームヘルパー派遣に伴う費用徴収条例を廃止する条例制定について
議第41号 朝日まほろば温泉配湯条例を廃止する条例制定について

- 第 6 議第 4 2 号 村上市里道等管理条例の一部を改正する条例制定について
議第 4 3 号 村上市河川管理条例の一部を改正する条例制定について
議第 4 4 号 村上市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
議第 4 5 号 村上市合併処理浄化槽設置整備事業に係る個別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第 4 6 号 村上市下水道条例の一部を改正する条例制定について
議第 4 7 号 村上市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について
議第 4 8 号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について
議第 4 9 号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議第 5 0 号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第 1 1 号）
議第 5 1 号 令和元年度村上市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
議第 5 2 号 令和元年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
議第 5 3 号 令和元年度村上市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
議第 5 4 号 令和元年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
議第 5 5 号 令和元年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 8 議第 1 0 号 令和 2 年度村上市一般会計予算
議第 1 1 号 令和 2 年度村上市土地取得特別会計予算
議第 1 2 号 令和 2 年度村上市情報通信事業特別会計予算
議第 1 3 号 令和 2 年度村上市蒲萄スキー場特別会計予算
議第 1 4 号 令和 2 年度村上市国民健康保険特別会計予算
議第 1 5 号 令和 2 年度村上市後期高齢者医療特別会計予算
議第 1 6 号 令和 2 年度村上市介護保険特別会計予算
議第 1 7 号 令和 2 年度村上市上水道事業会計予算
議第 1 8 号 令和 2 年度村上市簡易水道事業会計予算
議第 1 9 号 令和 2 年度村上市下水道事業会計予算
- 第 9 議会改革等に関する調査・研究について
- 第 1 0 議員発議第 1 号 村上市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 1 議員発議第 2 号 県立坂町病院の活性化を求める意見書の提出について
- 第 1 2 議員発議第 3 号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について
- 第 1 3 閉会中の継続調査について
- 第 1 4 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（26名）

1番	小杉武仁君	2番	河村幸雄君
3番	本間善和君	4番	鈴木好彦君
5番	稲葉久美子君	6番	渡辺昌君
7番	尾形修平君	8番	鈴木一之君
9番	鈴木いせ子君	10番	高田晃君
11番	川村敏晴君	12番	小杉和也君
13番	嵩岡輝夫君	14番	竹内喜代嗣君
15番	平山耕君	16番	川崎健二君
17番	木村貞雄君	18番	小田信人君
19番	長谷川孝君	20番	小林重平君
21番	佐藤重陽君	22番	大滝国吉君
23番	大滝久志君	24番	山田勉君
25番	板垣一徳君	26番	三田敏秋君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高橋邦芳君
副市長	忠聡君
教育長	遠藤友春君
総務課長	竹内和広君
企画財政課長	東海林豊君
自治振興課長	山田和浩君
税務課長	建部昌文君
市民課長	八藤後茂樹君
環境課長	中村豊昭君
保健医療課長	信田和子君
介護高齢課長	小田正浩君

福祉課長	木	村	静	子	君
こども課長	鈴	木	美	宝	君
農林水産課長	大	滝	敏	文	君
地域経済 振興課長	川	崎	光	一	君
観光課長	大	滝		寿	君
建設課長	伊	与部	善	久	君
都市計画課長	山	田	知	行	君
下水道課長	志	村		悟	君
水道局長	山	田	広	良	君
会計管理者	大	滝	慈	光	君
農業委員会 事務局長	小	川	良	和	君
選管・監査 事務局長	佐	藤	直	人	君
消防長	鈴	木	信	義	君
学校教育課長	菅	原		明	君
生涯学習課長	板	垣	敏	幸	君
荒川支所長	小	川		剛	君
神林支所長	石	田	秀	一	君
朝日支所長	岩	沢	深	雪	君
山北支所長	斎	藤	一	浩	君

○事務局職員出席者

事務局長	小	林	政	一
事務局次長	内	山	治	夫
副参事	鈴	木		涉

午前10時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしくご協力のほどをお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、8番、鈴木一之君、23番、大滝久志君を指名いたします。ご了承を願います。

日程第2 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。諸般の報告について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関する本市の対応につきまして、現時点での状況についてご報告を申し上げます。これまで政府対策本部からは、3月9日の専門家会議において、新型コロナウイルス感染症の現状について爆発的な感染拡大には進んでおらず、一定程度持ちこたえているものの、同時に依然として警戒を緩めることはできないとの見解を示されたことを受け、引き続き国内の急速な感染拡大を回避するために極めて重要な時期にあることから、さきを示された基本方針に基づき、感染拡大を防ぐための取り組みの継続を要請されたところであります。こうした中、国においては、3月13日に新型インフルエンザ等特別措置法が改正成立し、翌3月14日に施行されました。これより本市といたしましては、新型コロナウイルス感染症に関する対策本部を新型インフルエンザ等対策本部に移行するとともに、感染の拡大防止のため市内公共施設の利用につきましては、本日3月19日まで休止するとしていた措置を3月31日まで延長することとしたところであります。あわせて専用のコールセンターの開設期間につきましても、3月31日まで延長することとしてお知らせをしたところでありますが、私からは市のホームページによる動画配信により市の公共施設の休止措置の延長につきまして直接市民の皆様にお知らせをいたしましたところであります。引き続き市民の皆様にはご不便をおかけいたしますが、感染症の予防と感染拡大の防止のため、手洗いやせきエチケットの励行に努めていただきますようお願いを申し上げます。特に重症化しやすいと言われております高齢者や基礎疾患のある方などには、万全の注意をお願いいたします。なお、昨

日専門家会議が本日3月19日を目途に公表するとした見解の案についての一部報道があったところ
であります。その内容では、一部の地域で感染拡大が継続しており、こうした状態が続けば爆発的
な感染拡大を伴う大規模流行が起こる可能性が高いと分析した上で、大規模なイベントの開催には
引き続き慎重な検討を求める一方、感染が確認されていない地域では、小・中学校、高校の休校の
措置やスポーツ・文化施設の利用の自粛の解除を求める提言を行うといった内容でありました。政
府対策本部においては、本日3月19日を目途に示されるとした専門家会議からのこれまでの対策の
効果についての判断を踏まえ、新たな見解が示されるものと思われまますので、市といたしましても
市民の皆様の健康と安全を最優先に考慮するとともに、市民生活の安定確保と感染症の拡大防止の
ための現在お願いをしております市の公共施設の休止措置については、専門家会議並びに政府対策
本部の見解を踏まえ、今後の対応などについて所要の措置を講じてまいりたいと考えているところ
であります。また、市内経済が停滞傾向にある中、3月6日付で実施をいたしております新型コロナ
ウイルス感染症対策特別融資につきましては、限度額を3,000万円とし、融資に対する信用保証料
について補給することといたしたところではありますが、このたびの新潟県の制度拡大に合わせまし
て、融資限度額を3,000万円から5,000万円に拡大し、信用保証料につきましても対応することと
いたしたいと考えているところであります。市内経済への影響が深刻化しておりますので、国・県の
経済対策とあわせ効果的な支援策につきましても検討をまいりたいと考えているところでありま
す。議員各位におかれましても、格段のご協力を賜りますようお願いを申し上げます次第であります。
以上であります。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

19番、長谷川孝君。

○19番（長谷川 孝君） おはようございます。私どもの市議会議員の選挙が4月12日告示になるわ
けなのですけれども、例えば今月末まで公共施設等休館が続いていますよね。その中で選挙が始ま
りますと、その公共施設の中で個人演説会等やれるという場所もあるわけなのですが、そういうよ
うなことを段階的に考えたときに、今の選挙管理委員会としての考え方がどこかで一応報告等をす
るのかどうかということ踏まえて、ちょっと選挙管理委員会としてどのように考えているかちょ
っと教えていただきたいと思えます。

○議長（三田敏秋君） 選管・監査事務局長。

○選管・監査事務局長（佐藤直人君） それでは、お答えいたします。

選挙につきましては、政府のほうからの文化イベント等の自粛には該当しないということであり
まして、それで4月の1日の市報等でお知らせをする予定でございますが、投票所におきましては
換気を十分に、それで感染予防に対応しながら選挙投票に来ていただくということござい
ますし、個人演説会の会場につきましても、そういった感染症が拡大しないような対策を講じてや
っていただければと思っております。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○19番（長谷川 孝君） 中では50人以上の集会がもうやめようというところも出てきているような状態で、今の選挙管理委員会事務局長の言い方からしたら、その対策をとってやるということなのですけれども、その対策というものの具体的な面は考えておられるのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 選管・監査事務局長。

○選管・監査事務局長（佐藤直人君） 投票管理者立会人、それから事務従事者等につきましては、マスクの着用をさせていただいて、それから投票に来られる方につきましても手指消毒のものを用意したり、それから机、それから記載台、鉛筆等に消毒のものを用意して対応させていただきたいとは思っております。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 現時点で例えば民間の施設を活用する場合には、民間が措置をするということになりますし、市の公共施設につきましては、現時点で3月31日まで休止をいたしておりますので、使用ができません。先ほど諸般の報告で申し上げましたとおり、本日専門家会議の見解が示されて、それを踏まえた上で政府、対策本部、政府の見解を示されるのだろうというふうに思っております。そうした中で、市の公共施設の休止措置、これをどうしていくのかという議論をもう既に始めています。そんな中で、現在一番恐れているのが密閉空間であり、換気が悪い、それと近距離での会話で発生がある。それと、手の届く距離に多くの人がいる。この3つが重なったときに非常にリスクが高くなるということでもありますので、これを解消する措置を講じながらやれるものについては、全部何でもかんでも自粛ということではなくていいのではないかというような見解が示された場合、これに準拠する形で市の公共施設の休止措置についても、今まで現時点では3月31日まで休止という措置をしておりますが、前倒しで解除をしていく、その使い方によって。そういうことを今検討しておりますので、残念ながらこれが休止が解けない場合については、市の公共施設としては使用を控えていただくということになると思います。

○議長（三田敏秋君） 7番、尾形修平君。

○7番（尾形修平君） おはようございます。今ほど市長のほうからこの新型コロナウイルスに対して、本市の取り組み等をお伺いしましたけれども、この村上市域においても非常に経済的なダメージを受けているというふうに私感じております。その中で、市の公共施設の指定管理、また例えば学校教育の中のスクールバス、あと食材、給食等の面に関して、様々業者の方がダメージを受けていると思うのですけれども、その辺に関して市の対応をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） この件に関しまして、いち早くそういうところに影響が出るだろうということと関係各課、所管するところにその状況についての把握と制度設計に取り組んでもらいました。実は、昨年6月18日の地震の際に同様のケースがありました。指定管理をしているのだけれども、

使用ができなくなったケース、それが多分教訓になるということで、それに基づいた制度設計をさせていただいております。前回の場合につきましては、人件費相当分については、当然例えば給食施設であればつくらないわけでありますから働きません。しかしながら、雇用しているというところで、それについての何割の補填をするというふうな作業をしておりました。そのほかに現在国制度でその休業の補償の部分がありますので、それとの差の部分も含めて全部それは積み上げを今全ての分野においてさせていただいているところでもあります。その指定管理者を含めた請負をいただいている方々の所得、収入に大きく影響を与えない、最大限それを補償していくというようなスタンスで今取り組みを進めているところでもあります。

それと、そういったものも含めてやっておりますが、市全体としての経済対策ということで、実は商工会、商工会議所にその情報収集をお願いをしておりますし、また常に情報を共有しようということをお願いしております。また、金融機関団につきましても、もう既にいろいろな形での融資制度とかいろんなもの、今国が打っている制度と地元地方銀行さんの金融機関団の融資制度というのがやっぱりみんな違うわけでありますので、そここのところを中小企業、また小規模事業者の皆様方に丁寧にご説明をしながらできる限り経済を疲弊させないというところの取り組みは今進めております。ただ、これは予断を許さない状況であります。私もるちょっといろいろな方たちにお聞きをするのですが、例えば建設事業関係、建築関係でありますと、例えばトイレの部材とか浴槽の部材とかそういうものがなかなか入ってこないで、そういうふうな形にできないというような、その仕事ができないというようなお話も聞いております。また、飲食店業界の皆様方からもなかなかこの自粛、自粛の中で会合が減少している、なくなっているというようなことで非常に大きな影響が今後予測されるというふうなところも含めて、そういったところの経済支援、それもあわせて今制度設計をさせていただいているところでもあります。いずれの機会のタイミングかで、また議会にもお示しをしていきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○7番（尾形修平君） これ確認なのですけれども、指定管理ではなくて、例えば民間委託している、業務委託しているスクールバスとかそういうものについてもその補償の対象になるということでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（東海林 豊君） それぞれの契約の内容が個々の業務によって違いますので、その中で対応できる範囲がどこかということは今積み上げしているところでございまして、なるべく業者の方々に迷惑がかからないような形で今検討をしているということでございます。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○7番（尾形修平君） この公共施設の休止も3月いっぱいということで延長されたわけですがけれども、この前私農林水産課長のところへちょっと伺ってあれしたのですけれども、でも市の施設の中

でも休止する部分と休止しなくてもいい部分があるはずなので、その辺を十分に考慮して休止しなくてもいい施設も中には私はあるというふうに思っているのですが、再度検討していただければと思いますけれども、先般農林水産課長のところに伺った件も含めてお願いします。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大滝敏文君） イヨボヤ会館の駐車場脇のトイレについて先般議員からご指摘いただきましたが、指摘をいただいた時点では指定管理者がトイレも含めて休止というふうな措置をとっていたわけですが、鮭公園を訪れる市民の皆様もいらっしゃいます。そして、トイレにつきましてはやはり密閉された空間とは言いがたく、やはり大勢の方もそれほどいないというふうなことでありますので、その後使用できる状況になってございます。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 今特定の施設についてのご指摘あったわけでありまして、実は道の駅についてはインフォメーションコーナーとトイレについては開放しているわけでありまして、ほかの施設につきましても一部そうやって供用を継続しているところもあります。そこについては、市といたしましても非常に苦慮したところではあるわけでありまして、今後今日の政府見解が示されたと思いますので、それを踏まえて例えば1つの施設でも先ほど私が申しあげました3要件を満たさないケースで例えば運動施設を使うとか、また文化施設を使うとかというのが可能なのであれば、それは解除していくべきなのではないかという議論を今真剣にやっておりますので、それについてまた決定し次第私のほうからまた発信をしていきたいというふうに思っております。ですから、現時点で3月31日まで休止措置はとっておりますけれども、これを前倒しして解除するという、一部解除するというケースもあるということで申し上げておきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 25番、板垣一徳君。

○25番（板垣一徳君） 市長、これは私は世界がコロナ戦争に巻き込まれたような大変なことが今起きていますよね。けさテレビを見ますと、アメリカ補正100兆円と言っております。恐らく日本も今当初予算が決定し次第恐らく補正に取り組むでしょう。しかし、私は国ももちろんこれはさらなる応援姿勢というか、緊急姿勢、補助あるいは支援をやっていただかなければ、これは大変なことにこの地域はなっていくのではないかと心配をしています。

そこで市長がこれ一つ確認なのですが、市の経済が極めて悪くなってきているということで限度額3,000万円から5,000万円に上げたということは、これは私は極めていいことだと思っております。むしろこれを最初から3,000万円を5,000万円にすれば何ら支障なかったのですが、これ国の制度も県の制度もありますので、これはこれとして、これのことをまず確認をします。いわゆる保証協会の保証料は、全て市が負担するのかどうか1点です。1点というか、それは期間はどうか。これを1点お聞きしたい。期間は何年なのか、金額に左右されるのか、それとも一律5年なら5年、

10年なら10年なのか。

○議長（三田敏秋君） 地域経済振興課長。

○地域経済振興課長（川崎光一君） お答えいたします。

今回5,000万円に限度額の拡大がございまして、融資期間は7年、据え置き2年だったものが10年以内、据え置き3年となっております。それから、利率につきましては、3年以内が1.15%、3年から5年が1.35%、5年から7年が1.55%、7年から10年というのが延びましたので、1.75%でございます。それで、市のほうが補給しております信用保証料のパーセントでございますけれども、300万円以下が100%、それから300万円超700万円以下が75%でございます。それから、700万円から3,000万円までが50%だったものを700万円から5,000万円まで50%と拡大したものでございます。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） 板垣一徳君。

○25番（板垣一徳君） これ、しかしもう一回検討して、この際保証料全額、300万円からは100%無償ですよ。しかし、その金額が3段階になっているようであれば75%、50%と。こういう時期こそ、これ負担額がどのくらいになるのかわかりませんが、そんなに大きくありません。ぜひこれ検討して市長、オール無償5,000万円まで、この際。これが本当の救済です。市長、どう思いますか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） まさに100%を保証していくというのが救済。救済という語彙からイメージされるものは多分そういうことなのだろうというふうに思っております。市の制度設計としても、最大限のものにしているというふうには思っているのですが、確かにその議論は実はありました。それで、加えて今国のほうもいろいろな政策を打っています。その中で、つまびらかにひもといていきますと、なかなか、では使い勝手としてどうなのというところがあるので、例えば国・県の制度を打ったところのほかの部分、例えば利子の補給するという制度ができたときに、その利子が全額保証できなかったときに市として単独でかさ上げをして全額を保証していく制度とか、どういったものが一番使いやすいのかというのを今緊急に検討させていただいております。それで、今の部分につきましては、県の制度の拡充に合わせて今一旦打ちますけれども、これでそれを終えるのではなくて、またいろんな形で先ほど申しあげましたとおり商工会、商工会議所の皆様方、各産業全部含めましてその情報収集した上で、どういった手当が一番ベストなのかというところに関わりなく近づけていきたいというふうに思っておりますので、この時点で5,000万円の信用保証を100%にしますということは申し上げるわけにはいかないと思いますので、それは控えさせていただきますけれども、少なくともそういう今足らざる部分のところさらに入れていこう、また例えば今後この後これがいつ終息するのかわかりませんが、例えば4月、5月、6月、7月以降に経済がまだまだ上り調子になっていかないというとき、ではそれをカンフル的なものを打っていく。例えば地域振興券のようなもの、そういうものが必要なかどうかということも全てつまびらかに

しながら今議論しておりますので、そのところで対応していきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 板垣一徳君。

○25番（板垣一徳君） 今国は、電気料金も払われない状況にあれば、今省庁にまとめて国が負担するのか、電力会社が負担するのかというようなお話もしていますよね。あるいは一部国民に数万円のお金をばらまいて一つの景気対策でやるということも今論議しているところをテレビで放映しているのです。ですから、私はこれは市長にさっき地域振興券のようなこともちょっと触れたのであれだけども、要望しておきますが、やっぱりこの際これ商品券も考えるべきでしょうし、あらゆることを想像しながら、そして地域に入ってやっぱり情報を得て急速にこの救済をやらないと、みんな弱くなってからでは、この借りた金を返さねばならないのですから、ですから早い時期に手当てをして元気になっていただくということが私は急務と思うのです。これは、市長答弁できるのであれば答弁していただきたいし、私からそのことを特に特に強く要望したいです。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 確におっしゃるとおりそうなのですけれども、今現状例えばキャッシュとして皆さんにお配りをしてどうぞ経済活動してくださいと言っても動きません、多分、こういう状況ですから。ですから、今打つべきものというのはどういうもの、感染の拡大を確実に押さえ込む、それで終息宣言ができれば一番いいのですけれども、そうしたときに皆さんでどんどん、どんどん地域の経済を盛り上げていっていただきたいというふうな多分スキームで動くのかなというふうに思っておりますけれども、ではそこまで中小企業の皆様方が頑張りが切れるという問題もありますので、今様々な融資制度という付近での制度設計をさせていただいて、国・県が打ちますので、それに足して市が応援をしていくというような形でより使いやすい制度にしているわけです。ですから、先ほど議員ご指摘のありました例えば定額の資金を国民に供給するというそういう作業が国のほうで制度設計された場合に、さらにそれに上乗せをすとか、別制度で支援をすとか、そういうところを。ですから、国がやるものについては国がやるわけでありますから、そこで足らざるところ埋めていくという作業が必要だというふうに考えているところであります。それと同時に、今金融機関団、商工会議所、商工会の皆さんを経由してお願いしているのが融資は結局借りるわけなので、お返しをすることになるわけでありますので、そういうものとあわせて、今それと同時に、運転資金と同時に、運転資金を回すということは支払いをしなければなりませんので、その支払い猶予をお願いできるのかできないのかということも含めて検討というか、その状況を把握をさせていただいておりますので、今とるべき対応とこの先にとっていく対応とそのさらに先にとっていく対応というそういった工程表の中で今作業を進めておりますので、議員からいただきましたご指摘については十分受けとめをさせていただいて、我が村上市の、市内経済にしっかりと、適用できるようなそういう制度をさらに予断なく打っていけるような体制で検討させていただきたいというふうに思っております。

○25番（板垣一徳君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） 10番、高田晃君。

○10番（高田 晃君） おはようございます。今ほど市長のほうから新型コロナウイルスの対策について説明を受けました。経済対策等大変先の見えない中での対応難しい部分があると思いますが、経済対策もさることながら、私のほうから2点ほど今小学校・中学校臨時休校になっております。もう2週間以上たつわけですが、ちょっと私心配しているのが新聞あるいはテレビの報道でもあるように、子どもたちの健康状態あるいは精神状態、2週間ですので、夏休みあるいは春休みなどと同じような長さの期間休業に入っていると、休みになっているということですが、なかなかそういう状態と違うのが外に出れないと。そういう状態にいる子どもが多いのではないかと。学校のほうでは、この2週間余りどんな対応をとって子どもたちの健康管理のいわゆる観察をしているのか。あるいは今後春休みを開けて新年度に向けてどんなふうな考えがあるのか、その辺教育長のほうからちょっとご説明いただければ。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） ご指摘のとおり、私の耳にも子どもたち、保護者も含めて多くのストレスを抱えている子ども・家庭が多いという情報が入ってきております。学校のほうの対策といたしましては、家庭訪問を実施して子どもたちの様子を見に行ったり、励ましたりとか、それから学校の図書館・図書室を開放して本を貸し借りできるようにしているとか、そういうことはしております。それから、保護者のほうには、家に閉じこもっているだけではなく、近所の公園・グラウンド等で体を動かす分には差し支えありませんよと、時間を余り長く遊んだりしないようにしながらストレス解消に向けてくださいというお願いはしております。

今後の対応なのですけれども、3月24日まで臨時休業となつて、3月25日から4月の5日まで引き続き春休みとなります。その間何も対処しないというのは、やはり本当に現状把握ができませんので、3月23日、小学校の終業式、それから3月の24日、小学校の卒業式及び中学校の終業式、中学校の5つの学校の離任式、3月25日、小学校の離任式、それから中学校の2校の離任式、その2日間ないし3日間を使いまして子どもの現在の状況を確認するとともに、今後4月5日までの春休みにきっちり学習面でも生活面でも健康に留意しながら進めるように配慮してまいります。

○議長（三田敏秋君） 高田晃君。

○10番（高田 晃君） ありがとうございます。その家庭訪問されているのは、市内小・中全校全学級実施されているのですか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 全校だとは把握しておりません。一部の学校、必要に応じて必要だと思つて実施している学校がしているものと理解しております。

○議長（三田敏秋君） 高田晃君。

○10番（高田 晃君） そういったばらつきが、あそこの学校の先生は家庭訪問していたと、うちの学校はしていないというふうなことがないようにやっぱり公平性を期していったほうがいいのではないかなというふうに思います。

もう一つは、先ほど教育長のほうからも今いろんな新型コロナウイルスについて、余りにもこういった言葉が適切かどうかわかりませんが、敏感になり過ぎているところもありますので、本当に子どもたちが1日部屋の中に閉じこもっているよりは、外に出て公園で遊ぶなり対策を講じながらそういった活動を展開していくというのが私はいいのではないかなというふうにも考えております。

もう一つ、子どもたちが学童保育所にかなりの人数が行っているというふうに聞いておりますが、その辺の状況をちょっと教えてください。

○議長（三田敏秋君） こども課長。

○こども課長（鈴木美宝君） 学童保育所につきましては、教育委員会の学校のご協力を得まして、定員数が多い箇所につきましては学校の空き教室を利用させていただき、2カ所で設置をしているところがあります。実態としましては、ここに来て退所という申請をされているご家庭も結構相当数おられます。その理由としましては、学校が休校になったことによって、高学年のご兄弟お持ちの方で上のお兄ちゃん、お姉ちゃんと一緒に過ごすというようなことで学童の必要性がなくなったということで退所の申し出をされている方も結構いらっしゃいますし、利用者の実態としましては、通常よりも随分とお休みをされて利用者が少ないという実態がございます。箇所もふやしたにもかかわらず1カ所の利用者が随分と少なく、子どもさんと子どもさんの間隔も十分とれているという状態にはなっております。

○10番（高田 晃君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ございませんね。これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

日程第3 請願第1号 免税軽油制度の継続を求める請願書

○議長（三田敏秋君） 日程第3、請願第1号を議題といたします。

本件は、経済建設常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川村敏晴君登壇〕

○経済建設常任委員長（川村敏晴君） おはようございます。ただいま上程されております請願第1

号 免税軽油制度の継続を求める請願書は、去る3月12日の経済建設常任委員会において審査を行いました。初めに、紹介議員に補足説明を求めた後、審査に入りましたが、意見なく、討論を求めましたが、討論なく、起立採決の結果、起立全員で請願第1号は採択すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから、請願第1号をボタン式投票により採決をいたします。

本件に対する委員長報告は採択です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、請願第1号は採択することに決定をいたしました。

-
- 日程第4 議第20号 関川村との定住自立圏形成協定の変更締結について
議第21号 栗島浦村との定住自立圏形成協定の変更締結について
議第22号 村上市史跡村上城跡整備委員会条例制定について
議第23号 村上市史跡平林城跡整備委員会条例制定について
議第24号 村上市村上祭保存修理委員会条例制定について
議第25号 村上市ほう賞条例の一部を改正する条例制定について
議第26号 村上市行政不服審査関係手数料条例及び村上市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について
議第27号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定について
議第28号 村上市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第29号 村上市公民館条例の一部を改正する条例制定について
議第30号 村上市青少年健全育成センター条例の一部を改正する条例制定について
議第31号 市有財産の譲与について
議第32号 市有財産の譲与について
議第33号 市有財産の譲与について

○議長（三田敏秋君） 日程第4、議第20号から議第33号までの14議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも総務文教常任委員会に付託し、休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 鈴木いせ子君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） おはようございます。ただいま上程されております議第20号から議第33号までの14議案について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る3月5日の午前10時から第1委員会室において、委員8名、副市長、担当課長及び担当職員、議会事務局長出席のもと委員会を開会いたしました。

初めに、議第20号 関川村との定住自立圏形成協定の変更締結についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。委員より、若者の地域間交流による定住人口の促進として婚活事業を実施していたが、それを人口減少対策の連携強化に変わったと理解してよいかとの質疑に、婚活事業は3年間実施した結果、成婚したカップルは1組であった。民間でも婚活事業を行っている関係で、公費投入について議論した結果、これからは関係人口と交流人口拡大に取り組むこととしたとの答弁。その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第20号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第21号 粟島浦村との定住自立圏形成協定の変更締結についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第21号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第25号 村上市ほう賞条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第25号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第26号 村上市行政不服審査関係手数料条例及び村上市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第26号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第27号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第27号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第28号 村上市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。委員より、別段の定めをすることができるとあるが、具体的にどのような場合を想定しているのかとの質疑に、会計年度任用職員の制度化により、簡略化する方法を定めるもので、同一職員につき再度任用となった場合などは省略する

ことも検討してもよいのではないかという考えでありますとの答弁。その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第28号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第31号 市有財産の譲与についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第31号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第32号 市有財産の譲与についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第32号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第33号 市有財産の譲与についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第33号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、2日目の3月6日午前10時から第1委員会室において、委員7名、副市長、教育長、担当課長及び担当職員、議会事務局長出席のもと委員会を開会いたしました。

初めに、議第22号 村上市史跡村上城跡整備委員会条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。委員より、村上城跡保存育英会も史跡の管理が難しくなっていると聞いているが、今後の管理について相談は来ているかとの質疑に、年間2回程度定期的に意見交換をしている。今後も情報交換していきたいとの答弁。また委員より、保存活用計画を策定すれば、保存事業に限らず、観光資源としての利用は可能かとの質疑に、基本的には国指定の史跡であるため、遺跡の部分に建物を建てることは文化庁の規制がかかるが、遺構を保存する中で観光資源としての利活用は可能であると考えているとの答弁。その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第22号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第23号 村上市史跡平林城跡整備委員会条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第23号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第24号 村上市村上祭保存修理委員会条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。委員より、村上祭限定の条例とのことだが、オブザーバー的に他の地区の方が傍聴することは可能かとの質疑に、傍聴については委員会の中で判断されることになると考えている。瀬波祭り、岩船祭りなど関係者と情報を共有していきたいとの答弁。その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第24号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第29号 村上市公民館条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。委員より、上位法の関係でこれまでの公民館長の役職が運

営協議会の委員長に変更となるとの説明であったが、ほかの市町村も同様の取り扱いとなるのかとの質疑に、自治体によってはまちまちであるが、近隣市町村では同じ取り扱いとなるのが半分程度と聞いているとの答弁。その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第29号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第30号 村上市青少年健全育成センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第30号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ごございませんね。これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第20号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第21号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第22号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第23号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第24号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第25号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第26号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第27号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第28号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第29号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第30号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第31号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第32号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第32号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第33号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第33号は委員長報告のとおり可決されました。

午前11時5分まで休憩します。

午前10時50分 休 憩

午前 11 時 04 分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

-
- 日程第 5 議第 34 号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議第 35 号 村上市家庭児童相談室設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第 36 号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第 37 号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第 38 号 村上市印鑑条例の一部を改正する条例制定について
議第 39 号 村上市人権教育・啓発推進計画策定委員会条例の一部を改正する条例制定について
議第 40 号 村上市ホームヘルパー派遣に伴う費用徴収条例を廃止する条例制定について
議第 41 号 朝日まほろば温泉配湯条例を廃止する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第 5、議第34号から議第41号までの 8 議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも市民厚生常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 渡辺 昌君登壇〕

○市民厚生常任委員長（渡辺 昌君） ただいま上程されております議第34号から議第41号の 8 議案について、その審査の概要と経過について報告します。

去る 3 月 10 日及び 3 月 11 日の両日午前 10 時から市役所第 1 委員会室において委員 8 名、議長、副市長、担当課長及び担当職員並びに議会事務局長出席のもと委員会を開会しました。

初めに、議第 34 号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、税務課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが、質疑なく、討論を求めましたが、討論なく、起立による採決の結果、議第 34 号は起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第 35 号 村上市家庭児童相談室設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、こども課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが、質疑なく、討論を求めましたが、討論なく、起立による採決の結果、議第 35 号は起立全員にて原案のとおり可決すべきもの

と決定しました。

次に、議第36号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、こども課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが、質疑なく、討論を求めましたが、討論なく、起立による採決の結果、議第36号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第37号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、こども課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めましたが、討論なく、起立による採決の結果、議第37号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第38号 村上市印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、市民課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが、質疑なく、討論を求めましたが、討論なく、起立による採決の結果、議第38号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第39号 村上市人権教育・啓発推進計画策定委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、市民課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが、質疑なく、討論を求めましたが、討論なく、起立による採決の結果、議第39号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告終わります。

失礼しました。次に、議第40号 村上市ホームヘルパー派遣に伴う費用徴収条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長の説明を受けた後、質疑に入りましたが、質疑なく、討論を求めましたが、討論なく、起立による採決の結果、議第40号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第41号 朝日まほろば温泉配湯条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長の説明を受けた後、質疑に入りましたが、質疑なく、討論を求めましたが、討論なく、起立による採決の結果、議第41号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告終わります。大変失礼しました。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第34号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第34号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第35号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第35号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第36号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第36号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第37号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第37号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第38号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第38号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第39号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第39号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第40号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第40号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第41号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第41号は委員長報告のとおり可決されました。

-
- 日程第6 議第42号 村上市里道等管理条例の一部を改正する条例制定について
議第43号 村上市河川管理条例の一部を改正する条例制定について
議第44号 村上市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
議第45号 村上市合併処理浄化槽設置整備事業に係る個別浄化槽の設置及び
管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第46号 村上市下水道条例の一部を改正する条例制定について
議第47号 村上市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について
議第48号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について
議第49号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第6、議第42号から議第49号までの8議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも経済建設常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

経済建設常任委員会委員長。

[経済建設常任委員長 川村敏晴君登壇]

○経済建設常任委員長（川村敏晴君） それでは、ただいま上程されております議第42号から議第49号までの8議案について、去る3月12日、13日の両日午前10時から市役所第1委員会室において委員8名、副市長、担当課長、担当職員及び議会事務局長出席のもと、経済建設常任委員会を開催いたしました。その審査の概要と経過についてをご報告申し上げます。

初めに、議第42号 村上市里道等管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが、質疑なく、討論を求めましたが、討論なく、起立

による採決を行った結果、議第42号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第43号 村上市河川管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが、質疑なく、討論を求めましたが、討論なく、起立による採決を行った結果、議第43号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第44号 村上市営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが、質疑なく、討論を求めましたが、討論なく、起立による採決を行った結果、議第44号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第45号 村上市合併処理浄化槽設置整備事業に係る個別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第46号 村上市下水道条例の一部を改正する条例制定について及び議第47号 村上市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定についての3議案を一括議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが、質疑なく、順次討論の後、起立採決を行ったところ、最初に議第45号について討論を求めましたが、討論なく、起立による採決を行った結果、議第45号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。次に、議第46号について討論を求めましたが、討論なく、起立による採決を行った結果、議第46号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。最後に、議第47号について討論を求めましたが、討論なく、起立による採決を行った結果、議第47号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第48号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について及び議第49号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定についての2議案を一括議題として、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。委員より、水道料金については、これまで水道メーターの口径別の料金体系で小さい口径、いわゆる少量しか使わない人は単価が安く、大口径のものは高い単価を使っているが、今回の上下水道事業審議会の答申においては、口径が大きい人も小さい人も統一の単価という結論になったが、その結論に至った経緯はどの質疑に、これまでの水道料金については、全国的に口径別で整備されており、大口径であれば管路整備も経費がかかるため、応分の負担ということで料金が高かったという経緯があった。今回の料金改定については、今までの設備投資についてはほぼ全国的にも整備が終わり、これから維持管理に経費負担が移る時代となり、料金改定についても全国的な傾向として統一単価という形でやっていくところが多くなっているという観点。そして、大口需要家がこれまで高度経済成長の時代にはたくさんの水を使うため施設に負担がかかるということで、使用料を抑制する意味合いもあり、水道料金が高額となっていたこともある。しかしながら、現在では少子高齢化で水道使用量が減少していることもあり、今後は大口需要家からも

もっと水道水を使ってほしいとの趣旨もあり、公平なものとして統一単価としたとの答弁でした。その他さしたる質疑なく、順次討論の後、起立による採決を行ったところ、初めに議第48号について討論を求めたが、討論なく、起立による採決を行った結果、議第48号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第49号について討論を求めたが、討論なく、起立による採決を行った結果、議第49号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第42号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第42号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第43号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第43号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第44号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第44号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第45号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第45号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第46号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第46号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第47号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第47号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第48号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第48号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第49号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第49号は委員長報告のとおり可決されました。

-
- 日程第7 議第50号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第11号）
議第51号 令和元年度村上市土地取得特別会計補正予算（第1号）
議第52号 令和元年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議第53号 令和元年度村上市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議第54号 令和元年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議第55号 令和元年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第50号から議第55号までの6議案を一括して議題といたします。

本案は、一般会計予算・決算審査特別委員会並びに関係所管常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

最初に、一般会計予算・決算審査特別委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

一般会計予算・決算審査特別委員会委員長。

[一般会計予算・決算審査特別委員長 大滝国吉君登壇]

○一般会計予算・決算審査特別委員長（大滝国吉君） ただいま上程されております議第50号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第11号）について、その審査の概要と経過について報告を申し上げます。

議第50号については、今定例会において一般会計予算・決算審査特別委員会を設置することとしたわけですが、その審査については当特別委員会に総務文教、市民厚生、経済建設の分科会を設置し審査いただいたところです。去る3月17日午前10時から委員23名、議長、議会事務局長出席のもと全体会を開催し、各分科会長から審査の概要について報告をいただき、採決をしたところでありますが、私からその審査の内容と経過について主なものを報告させていただきます。

初めに、総務文教分科会については、去る3月5日、6日の両日、総務文教常任委員会終了後、市役所第1委員会室において一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会委員全員、議長、副市長、担当課長、担当職員及び議会事務局長職出席のもと開催し、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入では、第18款繰入金で、委員より、義務教育施設設備整備基金から繰り入れをしているが、基金残高は幾らかとの質疑に、義務教育施設設備整備基金は、本年5月末見込みで6億3,613万3,000円ほどの予定であるとの答弁。

歳出では、第2款総務費で、委員より、地域活性化推進費について、一般財源で負担するものが地方債になった理由はとの質疑に、一般財源としていたが、過疎債が充当できることが確定したため、振りかえたものであるとの答弁でした。

質疑を終結し、賛否についての発言を求めたが、発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第50号のうち総務文教分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

次に、市民厚生分科会については、去る3月10日、11日の両日、市民厚生常任委員会終了後、市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会委員全員、議長、副市長、担当課長、担当職員及び議会事務局長出席のもと市民厚生分科会を開催し、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入では、第20款諸収入で、プレミアム付商品券事業商品券販売収入について、委員より、今回

利用40%にとどまった理由はとの質疑に、第1に申請して、引換券を交付してもらおう。それを郵便局で商品券を購入する流れであり、購入手続が煩雑であったこと、もう一つは2万円を2万5,000円の商品券を購入する形であるが、その2万円を用意すること自体が大変であったと考えられるとの答弁でした。

歳出では、第4款衛生費で、災害廃棄物処理委託料について、委員より、昨年12月に補正されたが、今回で処理が終わるのかとの質疑に、瓦業者に状況を聞いているが、まだ少し工事が行われている。実際に処分をしてみないと実量がわからない。今回の補正で足りると思うが、若干足りない可能性もあり、その場合には対応したいとの答弁でした。質疑を終結し、賛否についての発言を求めたが、発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第50号のうち市民厚生分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

最後に、経済建設分科会については、去る3月12日、13日両日、経済建設常任委員会終了後、市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会委員全員、議長、副市長、担当課長、担当職員及び議会事務局長出席のもと開催し、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入では、第15款県支出金で、委員より、新規事業の担い手確保・経営強化支援事業補助金について1件申請があったということだが、採択の主な要件と補助率はとの質疑に、補助対象については人・農地プランに位置づけられた中心経営体であり、かつ認定農業者、認定就農者もしくは集落営農組織または農地中間管理機構から賃借権等の設定を受けているものであり、補助率は2分の1であるとの答弁でした。

歳出では、第8款土木費で、除雪関係について、今期は除雪の仕事がないということで、専決で道路維持関係経費2,500万円を道路舗装等の仕事として発注することとしたが、発注状況はとの質疑に、除雪委託業者が今年は少雪のため収益がないということで、少雪対策として専決補正により修繕工事的なものとして発注している。対象は、市内全部で50社となり、おおむね1社50万円相当で村上地区で10社、荒川地区で8社、神林地区で10社、朝日地区で13社、山北地区で9社で、工事と委託が一部あるが、現在ほぼ全部発注しており、3月中には全部完了する予定であるとの答弁でした。質疑を終結し、賛否についての発言を求めたが、発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第50号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

全体会では、質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、議第50号は起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 鈴木いせ子君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） ただいま上程されております議第51号 令和元年度村上市土地取得特別会計補正予算（第1号）について、先ほど報告しました議案に引き続き審査いたしました。その審査の概要と経過について報告いたします。

最初に、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第51号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 渡辺 昌君登壇〕

○市民厚生常任委員長（渡辺 昌君） ただいま上程されております議第52号及び議第53号の2議案について、先ほど報告しました議案に引き続き審査を行いました。その審査の概要と経過について報告します。

初めに、議第52号 令和元年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とし、保健医療課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが、質疑なく、討論を求めましたが、討論なく、起立による採決の結果、議第52号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第53号 令和元年度村上市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とし、介護高齢課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが、質疑なく、討論を求めましたが、討論なく、起立による採決の結果、議第53号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

最後に、経済建設常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川村敏晴君登壇〕

○経済建設常任委員長（川村敏晴君） ただいま上程されております議第54号及び議第55号の2議案について、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査を行いました。その審査の概要と経過についてをご報告申し上げます。

初めに、議第54号 令和元年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが、質疑なく、討論を求めましたが、討論がなく、起立による採決を行った結果、議第54号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第55号 令和元年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが、質疑なく、討論を求めましたが、討論なく、起立による採決を行った結果、議第55号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第50号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第50号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第51号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第51号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第52号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第52号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第53号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第53号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第54号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第54号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第55号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第55号は委員長報告のとおり可決されました。

-
- 日程第8 議第10号 令和2年度村上市一般会計予算
議第11号 令和2年度村上市土地取得特別会計予算
議第12号 令和2年度村上市情報通信事業特別会計予算
議第13号 令和2年度村上市葡萄スキー場特別会計予算
議第14号 令和2年度村上市国民健康保険特別会計予算
議第15号 令和2年度村上市後期高齢者医療特別会計予算
議第16号 令和2年度村上市介護保険特別会計予算
議第17号 令和2年度村上市上水道事業会計予算
議第18号 令和2年度村上市簡易水道事業会計予算
議第19号 令和2年度村上市下水道事業会計予算

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議第10号から議第19号までの10議案を一括して議題といたします。

本案は、一般会計予算・決算審査特別委員会並びに関係所管常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

最初に、一般会計予算・決算審査特別委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

一般会計予算・決算審査特別委員会委員長。

[一般会計予算・決算審査特別委員長 大滝国吉君登壇]

○一般会計予算・決算審査特別委員長（大滝国吉君） ただいま上程されております議第10号 令和2年度村上市一般会計予算について、その審査の概要と結果についてご報告を申し上げます。

議第10号については、先ほど報告いたしました議第50号に引き続き、総務文教、市民厚生、経済建設の分科会において審査をし、全体会において各分科会長から審査の概要について報告をいただき採決したところでありますが、私からその審査の経過について報告をさせていただきます。

初めに、総務文教分科会については、歳入では、第10款地方特別交付金で、委員より、子ども・子育て支援臨時交付金について、その算出方法はとの質疑に、保育料の無償化の関係で消費税率が10月から10%になったことから、その分を臨時的に交付するもの、詳細は示されていないとの答弁。また委員より、確定額ではないのかとの質疑に、確定はしていない。今年度のみの交付となり、次年度からは交付税に算入されるとの答弁でした。

また、第15款国庫支出金で、委員より、へき地児童生徒援助等補助金が増額になっているが、その理由はとの質疑に、学校統合のあった学校について統合後5年間はスクールバスがこの補助金の対象となるため、神林地区のスクールバス整備に活用するとの答弁でした。

歳出では、第2款総務費で、委員より、空き家バンクについて市で改修してから売ることができないのかとの質疑に、所有権が現所有権にある状態で公費で改修することは難しい。空き家バンク移住応援補助金で改修費を補助しているので、それを利用していただくこともできるとの答弁でした。

第10款教育費で、委員より、荒川総合体育館と朝日総合体育館の耐震改修工事の見通しはとの質疑に、スポーツ施設や学校教育施設を含め、教育委員会としての計画は、令和元年度中に策定する。その上で、公共施設全体の中で整備計画を具体化していかなければならないと考えているとの答弁でした。

質疑を終結して賛否についての発言を求めたが、発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第10号のうち総務文教分科会所管分については起立全員で原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

次に、市民厚生分科会については、歳入では、第15款国庫支出金で生活保護費等負担金について、委員より、生活保護費がふえているとのことだが、該当世帯と人数はとの質疑に、昨年12月分の県の報告によれば、458世帯611人であるとの答弁。また委員より、1世帯当たりの生活保護費はどのくらいなのかとの質疑に、いろいろな条件があり明確には答えられないが、およそ1人世帯で6万円から7万円くらいで、アパートを借りている場合はアパート代がプラスされるとの答弁でした。

歳出では、第2款総務費で、委員より、交通安全指導員のなり手がなかなかいないと聞いているが、今現在何人いるのか、また後進の育成をどのように考えているのかとの質疑に、現在5地区合わせて35人で、75歳以上の方が4名、社会的には高齢者の運転免許の返納や交通事故の問題もあり、定年制を設けるか考えている。指導員のやる気も大事であり、本人の意思も確認しながら、今後5地区の指導員の方々の意見を聞きながら定年制を設けるか判断していきたい。仕事を持ちながらでは難しい面もあり、新たにになれる方もほとんど65歳以上となっている。若い方にも指導員になっていただきたいので、幅広く募集の広報をしていきたいとの答弁でした。

第3款民生費で、委員より、生活困窮者自立支援事業の具体的な事業の内容はとの質疑に、生活保護に至る前に何とかして建て直しをする重要なものであり、家計の相談支援、子どもの学習支援、就労準備支援、自立相談などを行っているとの答弁でした。

第4款衛生費で、母子保健経費について、委員より、不妊治療助成金の状況や今の見通しはとの質疑に、不妊で悩んでいる方の全体を把握するのは難しいが、年間40件から50件の申請があり、今後も同様の状況が続くものと考えており、引き続き助成金のPRを含め進めていきたいとの答弁。

質疑を終結し、賛否についての発言を求めたが、発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第10号のうち市民厚生分科会所管分については起立多数で原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

最後に、経済建設分科会については、歳入では、第14款使用料及び手数料で、委員より、イヨボヤ会館入館料を前年と比較して下げているが、入館者数の見込みはとの質疑に、令和元年度の入館者は3月4日までで4万1,833名の入館者実績で、その実績と昨今外国人客が少なくなり減っていることから4万2,000人を見込んでいるとの答弁でした。

第17款財産収入で、委員より、土地売払収入について、神林工業団地で1件約1,800万円売り払い予定とのことだが、内容はとの質疑に、令和2年度に売り払いを予定しており、G区画6,565.34平方メートルで、業者は既にこの区画に参入している木質バイオマス発電関係の業者であるとの答弁。

歳出では、第6款農林水産業費で、委員より、有害鳥獣対策経費の予算額が昨年並みだが、猟友会会員も減少しているし、また一昨日荒川地区でもイノシシの目撃情報があり、中山間地域では相当の被害が出ているのだから、もっとしっかりとした対策をとるべきではとの質疑に、今まで生息していなかったイノシシもどんどんふえてきており、直接的な農作物被害は相当あると予想される。何よりも農家の方々が苦勞してつくったものが収穫段階で有害鳥獣により被害を受けることは、営農意欲の低下と農業所得の減収ももたらすものであり、ゆゆしき問題であり、市としても国・県の制度活用も含め、もっと踏み込んだ対策をとるよう連携をとりながら進めていきたいとの答弁でした。

第8款土木費では、委員より、村上総合病院の建設により周辺道路整備について信号機の設置を工事費に含むことができるのかとの質疑に、信号機の設置は警察が行う。なお、地元要望等を受け

て、原信村上西店前の交差点については優先的につけていただいたが、そのほかの要望箇所については交差点形状ができていない等のため今後となるとの答弁でした。

質疑を終結し、賛否についての発言を求めたが、発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第10号のうち経済建設分科会所管分については起立全員で原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

全体会では、さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、議第10号は起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

昼食休憩のため午後1時まで休憩します。

午前11時51分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、総務文教常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 鈴木いせ子君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） ただいま上程されております議案のうち、当委員会所管分の議第11号及び議第12号の議案2議案について、先ほど報告しました議案に引き続き審査をいたしました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

初めに、議第11号 令和2年度村上市土地取得特別会計予算を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第11号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第12号 令和2年度村上市情報通信事業特別会計予算を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。委員より、あさひちゃんねるで自主放送番組の委託料等計上しているが、視聴率は把握しているのかとの質疑に、計測をしていないため視聴率は把握できないとの答弁。その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第12号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 渡辺 昌君登壇〕

○市民厚生常任委員長（渡辺 昌君） ただいま上程されております議第14号から議第16号の3議案について、先ほど報告しました議案に引き続き審査を行いました。その審査の概要と経過について報告します。

初めに、議第14号 令和2年度村上市国民健康保険特別会計予算を議題とし、保健医療課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。委員より、加入者の減少についてここ5年くらいの被保険者数の推移はとの質疑に、年度平均で平成27年度1万5,652人、平成28年度1万4,970人、平成29年度1万4,076人、平成30年度1万3,460人で、減少傾向にあるとの答弁。委員より、来年度に保険料改正があるが、この保険料でこの先何年くらいもつのかどのように試算しているのかとの質疑に、今後については、国の制度であり、国における社会保障制度の動向を注視しながらも、1人当たりの医療費や被保険者数の減少の状況を見ながら、国民健康保険の財政状況、県から毎年示される標準保険料率を参考にし、毎年検討を行わなければならないと認識しているが、何年もつかということについては、医療費や被保険者数の減少によって違ってくるとの答弁。委員より、医療費の推移はとの質疑に、1人当たりの医療費は、平成25年度35万139円、平成29年度38万3,209円、平成30年度39万7,377円で、平成29年度は県内で11番目に高い医療費となっているとの答弁でした。委員より、湯づくり・湯ったり事業委託料の積算根拠はとの質疑に、実績にに応じて必要単価に掛けているが、ほぼ例年どおりの予算計上となっている。ただ、今後後期高齢者医療とあわせた保健事業の中で見直し等の検討も必要ではないかと認識しているとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論を求めましたが、討論なく、起立による採決の結果、議第14号は起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第15号 令和2年度村上市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、保健医療課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。委員より、国民健康保険の被保険者数が減少する一方、高齢化により後期高齢者医療の方が増加していく。この先10年先ぐらまでの加入者数の推移などのシミュレーションはしているかとの質疑に、国民健康保険料や保健事業とも関係することから、動向については関心を持って見ている。具体的に数字がどうこういうのはないが、人口の推移を見ながら検討していく。

以上で質疑を終結し、討論を求めましたが、討論なく、起立による採決の結果、議第15号は起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第16号 令和2年度村上市介護保険特別会計予算を議題とし、介護高齢課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。委員より、地域介護予防活動支援事業の内容はとの質疑に、

神林地区、塩谷集落で取り組んでいただいているもので、週1通いの場を住民が主体となって行う介護予防事業である。新たな集落での取り組みを募集はしているが、週1回の実施ということで、地域の中では難しいとのことから、なかなかほかに手が挙がらない事業となっているとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論を求めましたが、討論なく、起立による採決の結果、議第16号は起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

最後に、経済建設常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川村敏晴君登壇〕

○経済建設常任委員長（川村敏晴君） それでは、ただいま上程されております議第13号及び議第17号から議第19号までの4議案について、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査を行いました。その審査の概要と経過についてご報告を申し上げます。

初めに、議第13号 令和2年度村上市蒲萄スキー場特別会計予算を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。委員より、現場作業員について、会計年度任用職員となり、賃金から報酬が変わったが、何名分を計上したのかとの質疑に、現場作業員22名とチケット販売に当たる事務補助員2名を予定しているとの答弁でした。委員より、今年のように雪が降らなかった場合の報酬の支払いはどのようになるのかとの質疑に、今年度は除雪作業員の待機料等を参考にした例年の取り扱いに倣い、待機期間ということで日額の3割分を支払った。実質作業をお願いするときは、その分の日当を支払うので、同様の取り扱いになるものと考えているとの答弁でした。委員より、グレンデの草刈業務委託料が昨年より60万円ふえているが、その理由はどの質疑に、例年朝日地区の猟友会の方々に低料金でお願いしてきたが、猟友会では来年度以降も草刈り作業には対応できないとのことなので、業者から今までの同様の草刈り面積での参考見積もりを依頼し、計上した結果であるとの答弁でした。その他質疑なく、質疑を終結し、討論を求めたが、討論なく、起立による採決を行った結果、議第13号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第17号 令和2年度村上市上水道事業会計予算を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。委員より、水道施設の緊急修理待機委託料として約1,200万円計上されているが、これは日曜、休日に漏水などが起きたときの工事に対する待機料だと思うが、当番制で年間通して行っているものかとの質疑に、緊急工事の待機料は年間及び休日、夜間を含め、全地区を対

象として、山北、村上、荒川の3管工事組合に委託しているものであるとの答弁でした。委員より、石綿管を使用しているところがあるのか。あるのであれば、石綿管の改良の実施状況はどの質疑に、石綿管を使用している地域はまだあり、年数的にも古いもので、更新計画はあるが、単純に年数が古いから壊れるものではなく、地質によっても異なり、古くても壊れない箇所もあるので、そういったものを考慮して改良していく予定であるとの答弁でした。その他さしたる質疑なく、討論を求めたが、討論なく、起立による採決を行った結果、議第17号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第18号 令和2年度村上市簡易水道事業会計予算を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。委員より、平成30年度の簡易水道の有収率が61.6%ということだが、作った水量の40%は漏れているということかとの質疑に、簡易水道は上水道よりも有収率が悪く、原因として多くの配水池が点在していることや老朽化もあるが、山間部というところもあり、漏水探査を行い、その解消に努めているものの、漏水箇所の発見が困難な状況にあることが原因と考えられるとの答弁でした。その他さしたる質疑なく、質疑を終結し、討論を求めたが、討論なく、起立による採決を行った結果、議第18号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第19号 令和2年度村上市下水道事業会計予算を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。委員より、下水道使用料が改定されると料金が上がる村上地区、朝日地区、山北地区の水洗化率が低下することが懸念されるが、下水道使用料改定に伴う水洗化率への対応はどの質疑に、上下水道事業審議会でも余りにも料金が高額になると下水道接続の阻害要因になるおそれがあると指摘があった。対策として、毎年下水道課では、支所単位で加入率の低い地域へ出向き戸別訪問を行い、下水道に接続できない理由を聞き取り、接続をお願いし、加入促進に取り組んでいる。水洗化率が低いままだと安定的な経営につながらないので、今後も一層加入促進に努めていきたいとの答弁でした。その他さしたる質疑なく、質疑を終結し、討論を求めたが、討論なく、起立による採決を行った結果、議第19号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第10号について、通告のありました原案に反対の討論を許します。

5番、稲葉久美子さん。

〔5番 稲葉久美子君登壇〕

○5番（稲葉久美子君） 日本共産党の稲葉久美子です。議第10号 令和2年度村上市一般会計予算について反対の立場で発言させていただきます。

午前中から市長からの報告または議員からの質疑もあり、新型コロナウイルスの件でいろいろとされてきました。しかし、予算書を作ったころにはコロナもなかったことでしょうか、コロナの対策予算がないことです。3月2日より小・中学校初め、高等学校も含めて全国一律に休校になりました。親が仕事で子どもについていられない家庭については、学童保育や学校を開放して補助教員が保育するという対策は十分であったと思います。親はいないけれども、中学生の兄弟がいるなどについては、家庭で留守番となっていました。こういう家庭への援助はないのでしょうか。これから仕事がなくなって失業する。収入が減る心配があります。電気料が払えるか、電話料が払えるか、食費削減の心配もあります。市の予算の基金は崩しても低所得者、生活困窮者のための補助が必要なのではないのでしょうか。市民が安心して暮らせるように対策を、予算を組んでほしいと思います。中小企業、また個人事業者への融資の対策は、国でも取られています。無担保無利子の融資とはいえども借金です。客足の遠のいた町なかは大変な損害と見ました。気軽に相談できる窓口が必要かと思います。銀行の窓口ではなく、専門窓口が必要なのではないのでしょうか。このままの令和2年度予算では反対せざるを得ないと思い発言させていただきました。

○議長（三田敏秋君） 次に、通告のありました原案に賛成の討論を許します。

20番、小林重平君。

[20番 小林重平君登壇]

○20番（小林重平君） 清流会、自由民主党、小林重平が賛成討論を行います。

新型コロナウイルス、当初はそんなに心配することがないかと思っていたのですが、今や猛威を振るい、世界中に感染をいたしております。そして、経済にも大きな影響を及ぼしているところでございます。WHOは、パンデミックを宣言をいたしましたわけでございます。それに先立つこと2月27日、安倍総理が子どもたちの感染を考え、安全を考え、全国の小・中・高に一斉休校を要請をいたしました。教育委員会としては、準備もなく大変だったと思いますけれども、その要請を受け入れて小・中・高を休校にいたしましたわけでございます。その対応には、学校関係者の皆さん、特に現場の先生方、中学生においては卒業を目の前にした休校でございましたので、大変な動揺があったかと聞いております。それに対して、きちんと子どもたちに心のケアをしっかりと取り組んでいただいたということは、心から感謝を申し上げたいと思います。いましばらく休校が続くようではありますが、教育委員会、教育長、職場の先生、職員の皆さん、保護者、これら皆さんが連絡を密にして子どもや生徒がストレスのない、不安のない日々を送れるようにしっかりと指導していただきたいと思います。

それでは、会計予算に入ります。最初に、建設・都市計画のほうでございしますが、これ一番地域から、地区から要望・要請のある課であると私は理解をしておりますが、近年異常気象による台風

や豪雨で、おとしには西日本、そして昨年は東日本大変な豪雨がございました。被害もありました。そして、北海道胆振地震、そして昨年6月には山形沖地震と災害が続いております。そこで、国は国土強靱化、減災・防災を積極的に推し進めております。本市の建設課も安全・安心を第一に捉え、市内一円の橋梁長寿命化修繕計画を策定し、市が管理する橋梁等点検し、施設の長寿命化、維持管理コストの削減を図り、安全性の確保を取り組み、しっかりと安全を確保していくということは、私は大変評価するに値するであろうと思っております。また、河川においても、本市にかかわるのは、直接かかわるのは、今滝矢川でございますが、これも防災・減災、災害を未然に防ぐということで今改修の工事を進めておると聞いております。また、都市計画では、12月に開院いたします村上総合病院駅西地区へのアクセスや利便性を図るため、周辺道路整備等を進めております。これは、村上総合病院の開院を待っている多くの方の期待に応えるものと思っております。そして、そのほかその他地区から地域からいろいろな道路改修やら河川改修やら道普請いろいろあります。これについても、建設課長が頭を悩みながら予算を編成してくれたと私は感謝をしております。それから、本市には直接の関係はございませんが、朝日温海道路でございます。いわゆる日東道。令和元年度においては、補正も含めて約110億円の予算が計上されました。令和2年も同様の予算が見込まれると私は聞いております。これは、市長初め、議長、そして関係各位、そして皆さんが国県に働きかけたたまものであると感謝をいたしているところであります。

次に、農林水産関係であります。何といたっても森林環境譲与税が導入された。これは言うまでもなく、私どもの同僚議員である板垣一徳議員が山北町時代から本当に命をかけて取り組んできたところであります。それによって、新年度では地域林業活性化事業がいよいよスタートをいたします。先ほども申し上げましたが、近年台風・豪雨による人命をも奪う大きな大規模災害が起きております。この原因の一つに、山の荒廃が指摘されております。この事業がこれから進むことによって、土砂崩れ等の災害等が相当防ぐことができ、国土の保全につながると思っております。そして、この事業のもう一つの大きな目的は、最近野生動物、特に熊が里におりてきて農作物の被害がふえ続けております。これもやはり異常気象や山林の荒廃でドングリを初めとする餌が少なくなったことが原因であるとも指摘されております。この事業が進むことによって餌も豊富になれば野生動物も人里におりてこなくなるわけでありまして。人と動物が自然を共有しながら、共生していくことができる自然が戻ってまいります。

またもう一つは、やはりこれも防災・減災対策として、ため池等の工事に取り組む事業に着手するという事は、これも地域の方の安心・安全につながると思っております。

長くなりますので、どうぞゆっくり聞いてください。

それから、観光課でございますが、今観光は本市にとって今まで以上に力を入れていかなければならない部門であろうと思っております。オリンピックがちょっと怪しくなりましたが、いずれにせよそれを目的として、本市の認知度を国内外に高めるために、SNSを活用したプロモ

ーション等、また海外向けには英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、日本語での情報を発信し、継続してインバウンドの増加につながる取り組みは、本市の活性化につながると思います。個人的なことですが、私はいつも本市の中で一番パワースポットといいますか、感じるのが笹川流れであります。そこには、記念の碑がございます。詩人で幕末の志士であった頼三樹三郎ですか、海府遊記の中で、「松島はその美観有りすれどもこの奇抜なし」、男鹿もこの奇抜ありてこの美麗なし」と。この笹川流れというのは、松島と男鹿の美観をあわせ持つすばらしいところだと述べて立証をしているところでもあります。私は、このところ、この笹川流れというのは、日本に、世界に誇れる景勝地であると思います。どうか村上の鮭、村上牛、岩船産コシヒカリ、この地域産物等と村上の風情を全国にいる村上出身の方々やマスコミ等を通じて全国に発信をしていただきたいと思います。

次に、こども課でございますが、大きなこっちの事業としては、岩船保育園の未満児の改修であります。1歳児と2歳児だそうでございます。屋根や外壁改修のほうなどに取りかかるということですが、どうか子どもに優しい、温かみのある、快適に過ごせるように改修をしていただきたいと思います。また、令和2年4月に開園する認可保育園さら外4民間事業者を支援するということは、大変すばらしいことだと思っております。そして、子どもが病気のときに安心して預けられる施設が今度村上総合病院の敷地内に12月に開所予定のところにむらかみ病児保育センターが設置されます。既に開所しておりますあさひ病児保育室、そしてあらかわ病児保育センターの整備は、保護者が安心して働ける施設として、大変喜んでもらえると思っております。

次に、介護では、今介護の世界では介護に当たる人が大変不足していると聞いております。その中で、今介護高齢課ではこの人材の確保のために多様な計画を立ててやっております。1つは、介護人材等確保準備、そして高校生向けの事業所見学、そして高齢者の生活を支える高齢者が住みなれた地域で自立した生活を送ることができるよう各種のサービスを提供するということは大変ありがたいことでもありますし、また各地区の支所におります社会福祉協議会の介護の皆さん、本当に連日この介護に当たっていただいていることに私は感謝をいたしたいと思っております。

そして、保健医療課関係でございますが、平成30年に作成した村上市第2期国民健康保険データヘルス計画、村上市第3期特定健康診査、特定保健指導実施計画に基づき、特定健診、保健指導、特定健診未受診者対策、健診結果からのハイリスク者への対応など疾病予防、重症化予防向けの取り組みの継続は、これはやはり病気の早期発見、早期治療につながると思って理解をしております。そして、何といたっても市民の健康を第一に考えた予算が編成されていると私は理解をしております。また、介護予防も見据えて、介護高齢課や関係機関との連携を強化し、人生100年時代に向け健康寿命延伸と医療費の適正化に向けた取り組みは、私は大変評価をしているところでございます。その他総務課、企画財政課、環境課、学校教育課、自治振興課それぞれの課の方も活力ある村上のために頑張っていることを感謝をいたしたいと思っております。そして、昨年も申し上げました。パーフェク

トではありませんが、ベストであると申し上げまして私の討論を終わります。

○議長（三田敏秋君） 次に、通告のありました原案に反対の討論を許します。

14番、竹内喜代嗣君。

〔14番 竹内喜代嗣君登壇〕

○14番（竹内喜代嗣君） それでは、反対意見を述べさせていただきます。

まず最初に、現在の市の経済の状況は、リーマンショック後最悪とも言える状況となりつつあると考えます。先日、日銀が株式の投資信託を12兆円も買いました。ところが、株の値下がりがいまだにとまりません。これ以上日銀が利率を下げるようなことが行われれば、銀行は倒産し、農協が倒産し、いわば日本経済は恐慌状態となり、さらには世界大恐慌をも呼ぶと考えられます。私は考えます。市民生活を守るために、今こそ消費税の引上げが必要です。若手の自民党の国会議員の間からもそういう意見があるというのは当然のことだと私は考えます。直ちに消費税を5%に戻すことこそ今こそ必要と考えます。

それでは、一般会計予算についての反対理由を4点にまとめましたので、述べさせていただきます。1点目、職員給与問題です。平成19年度のラスパイレス指数が旧市町村において異なっていることで、合併を理由に改定されるものではないと市長は回答なさっておりました。それが今回の私の一般質問では、事実上法文どおりの解釈に変更されました。合併前の市町村がどこであれ、そのことが出身市町村のことが理由での賃金の在り方は変わらない、平等だということだというふうに考えます。そこで、私がこの問題で今まで提起していたことを振り返りまして具体的な問題を提案させていただきます。1つは、職員、これは労働組合が述べていることでもありますが、職員給与を昇任していくに従い格差是正を図っていくべきだと考えます。2つ目は、職員組合と市長、理事者が誠意を持って交渉に当たっていただきたいと思います。このことをお願いしたいと思います。

2つ目、予算の中でスクールバスなどの運転委託契約、この問題で情報公開していただきました。仕様書をいただいておりますが、派遣法で指摘のある運転委託留意事項や内閣府の通知などから照らしてみますと、私には疑問があるのであります。そこで賛成できません。

3つ目、福祉施策についてでございます。利用者の尊厳を守る福祉の心で施策を実施していただきたい。このことをお願いいたします。ある問題でぜひともこのことを議会で発言してくれと頼まれましたので、ここでとどめますが、福祉の心を市政に隅々まで行き届かせて光を届かせていただきたい、このことをお願いいたします。

4つ目、前提で申しましては大変な経済状況です。4つ目として、今求められているのは、一般会計からの繰り入れで国保税の引下げや学校給食費補助など暮らし応援が求められると考えます。

以上4点指摘をして反対討論とさせていただきます。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第10号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第11号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第12号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第13号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第14号の討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

5番、稲葉久美子さん。

[5番 稲葉久美子君登壇]

○5番（稲葉久美子君） 日本共産党の稲葉久美子です。議第14号 令和2年度村上市国民健康保険特別会計予算について反対の立場で発言させていただきます。

医療問題からいえば、公立・公的病院の統廃合を発表した政府の方針は、医療費削減をさらに進めようとする方針のもとで発表されたものです。しかし、今回の新型コロナウイルス新型肺炎患者の受け入れは、公立・公的病院です。研究機関の人員を減らし、病院の規模を縮小したために、大幅に患者をふやしてしまったイタリアなどEU地域の経験からしても、日本でも同じ経験をしてはいけ

ないのではないかと思います。いつ何が起きるかわからないと言っていた昨年の自然災害の経験からも、生活と健康を守る施策をしなければならないと思います。国民年金、厚生年金である方は、2カ月14万818円でした。その中から国民健康保険税が1万4,600円、介護保険料が6,200円、約14万円から国保と介護で2万800円天引きされてきます。それから、公共料金を約1万円としても、月5万円で生活は大変なことです。誰もが安心して生活できるように国民皆保険制度の国民健康保険であってほしいと思います。国保税が値上げされないようお願いいたします。病気が重くなって医療費がかさむから保険料が値上げされる。イタチごっこのようですが、これは国が責任を負うべきことだと思います。好き好んで病気になる人はいません。病気になる原因も別枠で調べる必要もあるかだと思います。令和2年度の国民健康保険税の値上げに反対し、反対の発言といたします。

○議長（三田敏秋君） 次に、通告のありました原案に賛成の討論を許します。

20番、小林重平君。

[20番 小林重平君登壇]

○20番（小林重平君） 清流会、自由民主党、小林重平、賛成討論を行います。

私は、毎年我が国の保険制度は、ともに支え、支えられ、助け合っている制度であると言いつけてきております。それは、国保でもあり、健康保険でもあり、共済組合保険ですか、同じであります。そして、本市の国保には、法定内でありませけれども、一般会計から予算が繰り入れられております。国の一般会計からも繰り入れが行われております。これは、加入者の負担を少しでも軽減するというためであります。そして、今問題になっているのが国民の総医療費が52兆円以上になっているということでありませ。このままでは保険制度そのものが崩壊に至ります。医療界も崩壊になるであろうと言われておるわけでありませ。そこで、国は当然のことながら医療費の抑制を初め、いろいろな健康面についての取り組みを進めているわけでありませ。本市の保健医療課でも医療費の適正化を目標に取り組んでおります。特に保健師は、医療費の抑制、適正化のこともあると思ひませけれども、それ以上に市民一人一人に元気でいてほしい、健康でいてほしい、そして人生100年を生きてほしいという思ひで健康診断、健康相談に取り組んでいる。このことは、私は大いに感謝をすべきであらうと思ひております。また、一般質問の通告等にもありませけれども、資格証明書を持っている方が医療費が10割負担になるがゆえに、病院に行きたくても行けないで苦勞している。そういう方がいるとおっしゃってました。大変私もお気の毒だと思ひませ。しかし、市のほうでは、細かいことはいろいろ申し上げませけれども、その方々に親身になって相談に乗っている。私はそう聞いております。そして、今反対のご意見もございました。この保険制度、日本の医療制度をどうやって守っていくのか。そのためには、まずは国民一人一人の健康に対する考え方をしっかりと持っていただきたいと思ひませし、我々議会においても賛成、反対はさておきながら、議員はどうやって村上市の市民の健康を願うためにお互いにいい意見を出し合って議論を進めていくのが私は議会の務めであらうということをお願いして討論を終わります。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第14号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第15号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第16号の討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

5番、稲葉久美子さん。

〔5番 稲葉久美子君登壇〕

○5番（稲葉久美子君） では、議第16号 令和2年度村上市介護保険特別会計予算について反対の立場で発言させていただきます。

介護保険制度ができて20年です。家族が担ってきた介護を社会化し、介護が必要になっても安心して暮らせるようにすると言って導入された制度です。この間5回の法改定と6回の報酬改定で進められてきたのは、予防と給付の効率化の名のもとに、食費、居住費の自己負担化、原則1割利用料負担の一部に2、3割負担など利用者への負担増と利用抑制をもたらす制度改正の連続でした。自分でできることは自分でやって介護予防しようねという介護から外し、軽度な人は自治体で総合事業に移しました。どういう制度があるのか、くるくる回ってどうなっているのかわからない状態になってきました。介護を必要とする人は、生活が崩れている人が多く、身体介護と生活援助を歴然と分けることはできない状態です。食べる、排せつする、清潔にするという基本的な営みを支え、利用者と家族の生活を支えるのが介護です。利用料がかさむから週1回などという言葉が返ってくると、返す言葉に困ります。利用したいときは利用できる。高齢者がふえるこれから。そして、人手不足で事業者が大変な思いをすることになります。今年は、制度見直しの年となります。ヘルパーを初め、介護施設で働く人たちが気持ちよく働くためにも、賃金の上乗せ、労働条件の改善などに取り組んでくださるよう制度改善を要求しまして、反対の発言といたします。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第16号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第16号は委員長報告のとおり可決されました。

午後2時10分まで休憩します。

午後 1時54分 休 憩

午後 2時09分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議第17号の討論を行います。

通告のありました原案に賛成の討論を許します。

14番、竹内喜代嗣君。

[14番 竹内喜代嗣君登壇]

○14番（竹内喜代嗣君） 賛成の立場で発言をさせていただきます。詳しい内容は、小林議員にお任せして、私が申し上げることは2つの点であります。

1つは、合併協議会において、合併後数年を経て統合ということで合意をされていた内容であったということ。

そして2つ目は、基本料金は統合ということだったのですが、このたび従量料金も統合ということで始まるということが決まりました。遅きに失したという思いはありますが、市民にとっては同じ市に住んでいるのにならば税金と同じような水道料金が別だということが解消されるのはよいことだと考えます。そのことで賛成討論といたします。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 次に、通告のありました原案に賛成の討論を許します。

20番、小林重平君。

[20番 小林重平君登壇]

○20番（小林重平君） これが私の村上市議会議員としての最後の討論となります。

3月12、13、委員会において水道のほうから説明を受けました。懸案であった料金が令和3年から統一されるということは、本当にまさしくラグビーではありませんが、ワンチーム村上になったのだなというような思いであります。

その他1つは、簡易水道事業地方公営企業法適用事業というようなことで、施設の老朽化や人口減少による料金収入減少の問題を、安定した経営を図ることは、住民のサービスにつながるという

ことであろうと思っております。そして、令和2年度からの簡易水道事業の公営企業会計移行に伴う当初予算編成から公営企業会計システムの運用の準備、組織の円滑な運営のため、上下水道を統合するという事は、私は大変評価をしているところであります。水道台帳システム構築事業というのは、平成30年から行っておる台帳の整備により、施設の計画的な資産管理を確立させる基礎データとすることで、災害時の断水シミュレーションを活用できること、本市でも起こり得る災害に対応できることは、市民に安心をしていただけるものと理解をしております。その他村上総合病院移転新築や松山バイパス工事による村上地区と神林地区の建設工事により、安定的な送水ができるということは、新村上総合病院、そして地域の皆さんには大変に喜ばれることだと理解をしております。そして、私は委員会を通じて、課長初め、職員の皆様が思っていることは、何と云っても人口減少、そして今家電でもトイレ、便器でもそうですけれども、節水型がはやっている。こういうことを考えたときに、使用料が相当減るのだろうというのが目に見えておるわけでありまして。その点十分将来を見据えて事業を進めていくのだなということを感じました。人間が生きていくためには、何と云っても一番大切なのが水であります。どうかこれからもしっかりと水道事業に取り組んでいただきたいことをお願いを申し上げまして、賛成といたします。

○議長（三田敏秋君） これにて討論を終わります。

これから議第17号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第18号の討論を行います。

通告のありました原案に賛成の討論を許します。

14番、竹内喜代嗣君。

〔14番 竹内喜代嗣君登壇〕

○14番（竹内喜代嗣君） 賛成の討論を行わせていただきます。

審議の過程で有収率60%ということで、要するに簡易水道というのは非常に維持管理に手間がかかるし、経費がかかるし、採算もとれにくいということで、一般会計からの繰り入れで成り立っているのが簡易水道でございます。今後どうなるのかということで議論いたしましたところ、質問いたしましたところ、今後も一般会計からの繰り入れは行わないのだと。企業会計には移行していくけれども、心配は要らないという話がありました。今後とも一般会計からの繰り入れ並びに低所得者の皆さんに対するご配慮をお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第18号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第18号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第19号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第19号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議会改革等に関する調査・研究について

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議会改革等に関する調査・研究についてを議題といたします。

議会改革調査研究特別委員会委員長の報告を求めます。

議会改革調査研究特別委員会委員長。

[議会改革調査研究特別委員長 平山 耕君登壇]

○議会改革調査研究特別委員長（平山 耕君） 清流会の平山耕です。私もこれが最後ですので、思いきってやりますので、よろしくどうぞ。

議会改革調査研究特別委員会最終報告。

議会改革調査研究特別委員会の最終報告をいたします。本委員会は、平成28年9月第3回定例会最終日9月30日の本会議において、合併後10年を迎えようとする村上市の第3期の村上市議会として、議会基本条例をもとに、本市議会の議会改革等についての調査・研究することを目的として委員11名で設置され、28回の会議を重ね、その検討を行ってまいりました。平成28年11月4日に第1回特別委員会を開催し、以後当委員会の運営等についての検討要綱を協議し、後に1年の延長を行いますが、当初検討期間を平成30年3月までとするほか、会議結果の集約については話し合いによる全会一致に努めること。検討事項は、議会基本条例に関する事項等とすることとし、その他市民意見の求め方についてパブリックコメントは案ができてからということで、それ以外は随時意見を求めることとして議会ホームページの特別委員会のところへメール送信ができるようにし、なお議会だよりへの掲載と会議録の議会ホームページへの掲載を行ってまいりました。

次に、議会基本条例の確認・検討の結果について、特に見直し等を行うことになったものについて

ての報告をいたします。第4条、議長の責務については、特に正副議長の登庁体制についても議論があり、現状を踏まえ、事務局とより連絡を密にし、できる限り登庁するよう対応したいとの議長からの発言があり、これをもって終結をいたしました。なお関連として、議長の会派及び常任委員会への所属等については、今後議長の検討によることとされ、その後議長からは常任委員会委員の辞職願があり、現在議長は常任委員会に所属していません。

次に、第6条、市民と議会の関係については、会議の公開についての議論があり、原則公開のままとすることにしました。

次に、第9条、議員と市長等との関係については、倫理条例を検討する中で協議することとしましたが、倫理条例の制定はいたしませんでしたので、現状のまま高い倫理的義務を常に自覚し、市民の代表としての品位を保つように努めることとされました。

次に、第11条、政策立案及び政策提言について、意見としてもっと賛成討論すべきとの意見がありました。

次に、第15条、政務活動費の執行及び公開については、議会ホームページ上に政務活動審査要綱を載せ、これにより議会運営委員会正副委員長及び総務文教常任委員会正副委員長による審査を行っていること、収支報告書の議会窓口での閲覧が可能であることについても載せることといたしました。なお、政務活動費の増額の件については、現時点では現行のとおりとすることにいたしました。

次に、第17条、議会事務局の体制整備については、臨時職員数も含め他市との比較をしていくこととしました。

次に、第18条、議員図書室については、図書の更新を含めた充実について意見がありました。

第20条、議員定数、第21条、議員報酬については、初め条文はこのままとし、今後具体的に検討することとし、特に本特別委員会で集中して議論を行いました。このことについては、別に述べさせていただきます。

次に、第22条、議員の政治倫理については、倫理条例の制定について条例案を作成し、検討も行いましたが、この22条に2項として、議員は、市からの活動や運営の全てに対して補助金及び助成金の交付を受けている団体等の正副代表、理事、監事、その他役員には就任しないものとするを追加することにしました。この追加により、議員のより高い倫理感と姿勢を示すものですが、この基本条例改正はパブリックコメントを経て令和元年第2回定例会で議員発議により提案、可決をいただき、条例施行されております。

そこで、第20条、議員定数、第21条、議員報酬についての検討経過と結果について報告いたします。定数と報酬についても、検討するための特別委員会であるから、当委員会で十分議論を尽くし結論を出していくという意見もありましたが、議員定数については審議してもらう附属機関の設置も含め、検討の手法を会派で検討することとされ、まずは報酬の審査方法も含め、議員定数と報酬

に関するアンケート調査の結果を見ながら意見を取りまとめ検討を始めることとしました。アンケート調査は、全議員を対象とし、平成29年9月29日から10月10日までの期間で行いましたが、なおこの定数と報酬についての検討方法を当特別委員会での協議とするか、附属機関等での検討とするかについて再度確認を行い、この第三者による委員会の設置を依頼するのではなく、議会として第三者である学識経験者等に調査させることのできる「専門的知見の活用」により行うこととされました。そこで、この専門的知見の活用での調査を行っていただく前段として、大学から講師をお招きし、議員報酬と定数をどう考えるか、その考え方の根本についてのお話をいただき、委員だけでなく、全議員に「議員定数・報酬の検討研修会」として講演をいただきました。この後、日程調整の関係もあり、速やかな調査が行えませんでした。平成30年3月16日開催の全員協議会の中間報告では、当委員会の検討期間の1年間の延長を決定をしていただき、再度改めてあるべき村上市議会としての議員定数と報酬について専門的知見を持つ方々で、なおかつその中には市外の方にも入っていただいて調査・検討を行っていただきました。この結果については、定数は22名、報酬については現状維持が望ましいとの答申をいただきました。これを受けて、当委員会としての協議を行い、定数については今までの委員会での議論、議員アンケートの結果、そして答申を尊重して、22名とする意見と市域の広さという地形的条件があることで、その住民意見を反映させるには、現状の26名とする意見があり、委員会としては全会一致が望ましいが、定数については委員会での最終案を決定することとし、採決を行い、賛成多数で議員定数については現行から4名減の22名とすることで決定し、これをもって議員定数条例の一部改正条例（案）についてパブリックコメントを行いました。いただいたコメントでは、22名よりもさらに削減すべき、早急に行うべき、削減は慎重に行うべきだなどご意見をいただきました。委員会としては、これらいただいて意見や考え方の協議を行い、最終的に委員会として議員定数を22名と決定したものです。

次に、報酬については、現状維持が望ましいとした答申と議会・議員に求める附帯意見等を踏まえて、委員会での議論においても現状維持、また現時点では現状維持としながらも、今後も検討して議会基本条例の条項の検討も含め、協議を進めていくことに決定しました。そこで、当委員会としては、今後も検討期間をさらに1年延長してこの議員報酬の件と新たに議論を進めなければならない検討項目について協議をしていくこととし、第2回の中間報告をいたしました。

続く議論の中では、報酬の検討については、議会基本条例にあるとおり、まず当委員会で検討を行い、なお専門的知見の活用として、調査会による答申をいただいているところではありますが、今期については議会の活性化を図るための方策を検討することとし、議員報酬については次期においてさきの検討結果やその資料等を添えて市の特別職報酬等審議会での審議を願うことにいたしました。そのほか新たな検討項目として、市民と議会の懇談会については、一般市民・団体・高校生等、より門戸を広げ、より充実した方向に力を注いであらうがよいとして、8班体制で各地区単位で行うことで具体的な検討を議会運営委員会にお願いをいたしました。

次に、議会活動の活性化の方策として、議員の自己評価及び議会評価の実施については、今後の検討とすることにいたしました。

次に、議員力、委員会運営の質向上に向けた取り組みとして、議員間討議、自由討議についても今後の検討となりました。そして、委員外議員の発言についても見直し、検討を行い、議会先例において委員外議員の発言を規定していることについては、委員外議員には招集の案内を行っていないこと、他市において同様な取り扱いがないこと、村上市議会が会派制を採っておることの理由により、会議規則第117条との整合を図った上で、この委員外議員の発言の先例を削除し、認めないことにいたしました。また、関連質問等の取り扱いとして、現在も関連質問は委員長判断によりある程度可能としてきたが、会議規則第116条第1項の「課題外」であり、関連質問とならない場合で委員会開会中の所管事務調査までは必要としない場合、または委員会等において理事者に対して質疑を求めたい場合は、委員会協議会の場で取り扱うことにいたしました。なお、その申し出等の具体策については、議会運営委員会に委ねることにいたしました。

以上、本特別委員会の調査・研究結果であります。この報告をもとにさらに研究を深めなければならない検討項目もありますが、様々な調査研究、議論の末に委員会としての結論を出したわけでありますので、本委員会としての役目を終了させていただきます。今後とも議会基本条例のもと、議会の活性化のため議論を深めていかれるようお願い申し上げます。最終報告といたします。

令和2年3月19日、議会改革調査研究特別委員会委員長、平山耕。

まだあるのです。最後に、委員長としての反省弁を申し述べます。私は、本市議会の改革を進める上で一番問題になっているのは何かと考えた中で、議会議員の平均年齢が高くなっているという危機感を感じたことでした。市議会の構成でより多くの市民の声を聞くには、多様な年齢層の議員が必要です。それが理想だとすれば、本市の議員構成は高年齢の議員が多く、それが議会の活性化につながらない大きな要因になっていると考えております。しかしながら、40代、50代の働きざかりの人は、議員になることに意欲を示してくれません。私は、今回議員を引退するに当たり、何人かの方に打診しましたが、誰も受けてくれませんでした。その原因の一つには、議員報酬の低さが挙げられます。議員として、全国の市議会へ議会運営委員会などで訪問し、それぞれの議会構成や報酬を知る機会がありましたが、その大部分の市は本市よりも10万円くらい高いです。今回議会議員定数は削減しました。報酬は据え置きです。というのは、一般市民には受けるかもしれません。受けると思いますが、4年後、8年後の市議会の状況を考えた場合、つくづく失敗したなというのが私の実感であります。なぜこんなことになったかということ、議員報酬を決める場合、議員だけではなかなか決められないのではないかとことを考え、有識者による知見の活用を図っていくことが提案され、定数と報酬については特別委員の見識を伺ってその出した結論をもとに議会改革調査研究特別委員会で決定しようということになったのです。その結果が報酬についての現状維持です。考えてみれば、合併前の旧村上市議会での議員報酬は、20年くらい前でも今よりも高かったの

です。そうした記録が残っています。このことについては、市の特別職報酬等審議会自体で審議を願うことになっていますが、市長にもくれぐれもお願いしておきますけれども、新発田市や胎内市にばかにされないような報酬案を答申してください。そうでなければ、議会改革調査研究特別委員会の4年が無駄になるのです。このことを強く申し上げ、委員長の私見とします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

本件については、委員長報告をもってご了承いただけるものといたします。

日程第10 議員発議第1号 村上市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議員発議第1号 村上市議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

4番、鈴木好彦君。

〔4番 鈴木好彦君登壇〕

○4番（鈴木好彦君） 議会の平均年齢を上げている一人でございます。これからは議員発議第1号についてご説明申し上げます。

ただいま上程されております議員発議第1号 村上市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について、会議規則第14条の規定により提出するものです。

令和元年12月23日公布の村上市行政組織条例の一部を改正する条例により、4月1日から下水道課と水道局が統合されて上下水道課になります。また、昨年3月15日公布の村上市議会議員定数条例の一部を改正する条例により、議員定数が22人に改正され、本年4月19日執行予定の村上市議会議員一般選挙から適用されることから、村上市議会委員会条例について所要の改正を行うものです。

改正内容につきましては、お手元に配付の議案書のとおりですが、改正後の委員会の定数につきましては、本年4月19日執行予定の村上市議会議員一般選挙後の村上市議会議員の任期の始まる日から適用することとし、それまでの委員の定数につきましては従前の例によることといたします。

賛成者は、平山耕議員、木村貞雄議員、川村敏晴議員、竹内喜代嗣議員、板垣一徳議員、河村幸雄議員、尾形修平議員、そして提案者は私鈴木好彦でございます。

議員各位のご賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第1号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議員発議第2号 県立坂町病院の活性化を求める意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議員発議第2号 県立坂町病院の活性化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

2番、河村幸雄君。

〔2番 河村幸雄君登壇〕

○2番（河村幸雄君） ただいま上程されました議員発議第2号 県立坂町病院の活性化を求める意見書の提出について。

村上市会議規則第14条の規定により提出いたします。

本案は、去る3月11日開催されました市民厚生常任委員会の協議会で協議された意見書の提出であります。意見書の文面につきましては、皆様に配付のとおりであります。本件は去る2月14日の坂町病院活性化要望を受けて、村上市議会、胎内市議会、関川村議会が足並みをそろえて提出しようとするものであります。地域住民が安心して暮らせる医療環境実現のため、真に地域が将来を見通して、必要とされる医療供給体制を県立坂町病院に整備していくことを強く要望するものであります。

賛成者は、尾形修平議員、大滝国吉議員、平山耕議員、稲葉久美子議員、木村貞雄議員、長谷川孝議員、鈴木一之議員、渡辺昌議員、そして提案者は私河村幸雄でございます。

提出先は、新潟県知事であります。

以上、提案理由の説明を申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定承りますようよろしくお願いたします。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第2号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議員発議第3号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第12、議員発議第3号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

18番、小田信人君。

〔18番 小田信人君登壇〕

○18番（小田信人君） ただいま上程されました議員発議第3号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について、村上市会議規則第14条の規定により提出いたします。

本案は、去る3月12日に開催されました経済建設常任委員会で審査され、また午前中に採択されました請願第1号に基づく意見書の提出であります。意見書の文面につきましては、皆様に配付のとおりであり、今定例会初日に紹介議員であります渡辺議員からの補足説明にもありましたとおり、本市の観光産業や農林水産業など幅広い産業に影響を与える重要な内容であります。

賛成者は、川崎健二議員、山田勉議員、本間善和議員、竹内喜代嗣議員、小林重平議員、大滝久志議員、川村敏晴議員、そして提案者は私小田信人でございます。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

以上で提案理由の説明を申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第3号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第13 閉会中の継続調査について

○議長（三田敏秋君） 日程第13、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長から会議規則第111条の規定によって、お手元に配付の申出書が議長宛てに提出されております。

お諮りをいたします。各委員会にかかわる閉会中の継続調査については、各委員長申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査については、各常任委員長申し出のとおり決定をいたしました。

日程第14 議員派遣の件

○議長（三田敏秋君） 日程第14、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りをいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、お手元に配付の議員派遣の件のとおり議員を派遣したいと思っております。なお、内容に変更が生じた場合は、議長にご一任願いたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は別紙のとおり決定し、その内容の変更については議長に一任されました。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じ、令和2年第1回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり皆様には大変ご苦労さまでございました。

午後 2時50分 閉会